

空知川でのカヌー等の通過規制について **(変更)**

～空知川での災害復旧工事に伴いカヌー等による通過は規制します。～

札幌開発建設部では、昨年の災害により被害を受けた箇所にて災害復旧工事を進めています。その工事を進めるため、シルトフェンス(P3)を設置して濁水が流れ出すのを防止しています。

シルトフェンスは河道内を横断して1m程度のカーテンを設置します。ここをカヌー等が通過しようとする、それに絡まって転覆・沈没する恐れがあります。このため、シルトフェンスを設置している地点と期間ではカヌー等で通過しないようにお願いします。

記

【シルトフェンス設置地点と設置・撤去期間】 ※朱書きの部分が変更になっています。

1. 設置地点と設置・撤去期間 (P2)

①-1 布部大橋下流 (布部川との合流点付近の南扇山地区)

5月18日 ～ 5月25日 、 **8月21日 ～ 8月31日**

①-2 布部大橋下流 (橋から100m下流の上五区地区)

5月18日 ～ 5月25日 、 **7月25日 ～ 8月5日**

② 平和橋下流 (橋から500m下流の山部地区)

5月26日 ～ 6月19日 、 **7月24日 ～ 8月21日**

③ 山部大橋上流 (橋より200m上流の東22線地区)

6月12日 ～ 6月30日 、 **7月28日 ～ 8月21日**

※設置・撤去期間は、**工事の進捗状況等**によっては変更になる場合があります。

2. その他 ・シルトフェンスを設置していない期間でも、河川工事を行っており川幅が狭くなっておりますので通過にはご注意願います。

(幾寅地区については、6月20日、「空知川(幾寅地区)でのカヌー等の通過規制について」を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。)(**現在、通過規制中です。**)

・各工事箇所の上流側には、カヌー通過規制の看板と取付道路付近に注意看板の設置をしています。

【問合せ先】北海道開発局 札幌開発建設部 空知川河川事務所 電話(代表)0124-24-4111
空知川河川事務所 副所長 野嶽 秀夫(内線321)
河川課長 大角 賢一(内線341)

川下り等規制箇所図(1)

川下り等規制期間（平和橋下流）
（橋から500m下流の山部地区）

5月26日～6月19日

7月24日～8月21日

川下り等規制期間（山部大橋上流）
（橋より200m上流の東22線地区）

6月12日～6月30日

7月28日～8月21日

-1
川下り等規制期間（布部大橋下流）
（布部川との合流点付近の南扇山地区）

5月18日～5月25日

8月21日～8月31日

-2
川下り等規制期間（布部大橋下流）
（橋から100m下流の上五区地区）

5月18日～5月25日

7月25日～8月5日

シルトフェンス

シルトフェンスは、河川・海や湖沼等で水中工事を行う際に、細かい土粒子が拡散されることによる水質汚濁を防止するために水中に垂らすカーテンです。

※シルトフェンス設置例



シルトフェンス 概略構造図

